

鹿 児 島 県 公 報

平成21年2月20日（金）第2472号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 救急病院等の認定（2件） (保健医療福祉課取扱い) 2
- 肥料の登録 (食の安全推進課取扱い) 3
- 保安林の指定予定に係る通知の掲示（2件） (森林整備課取扱い) 3
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（10件） (水産振興課取扱い) 3
- 基本測量の終了 (監理用地課取扱い) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 7
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 8

公 告

- 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請の公告 (市町村課取扱い) 8
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第202号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
7763	平成21年 2月10日	映 画	痴漢電車 いたずら現行犯	新東宝映画	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
7764			裏の後家さん バイブに夢中	新日本映像		
7765			OL家庭教師 いじり突く	大蔵映画		
7766			ノーパン看護 白衣の下はスッポンポン	新東宝映画		
7767			尼寺の情事 逆さ卍吊り	新日本映像		
7768			変態シンドローム わいせつ白昼夢	大蔵映画		
7769			八神康子 熱い湿地帯	新東宝映画		
7770			超過激 淫らな浴室	新東宝映画		
7771			痴漢電車 うごめく指のメロディ	大蔵映画		

鹿児島県告示第203号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24161	平成21年 2月10日	雑 誌	恋愛熱情ラブパッション 3月号 09657-03	一水社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24162			コミックアムール 3月号 03801-03	サン出版		
24163			メンズヤング 3月号 08597-3	双葉社		
24164			コミック メガストア 3月号 03615-03	コアマガジン		
24165			アクション ピザッツ 3月号 11419-3	双葉社		
24166			COMIC MUJIN 3月号 13825-03	ティーアイネット		
24167			危険な愛体験Special 3月号 02971-03	バナジー出版		
24168			COMIC 真激 3月号 04923-03	クロエ出版		
24169			コミック・マショウ 3月号 18381-03	三和出版		
24170			COMIC 姫盗人 3月号 03861-3	松文館		
24171			COMIC AUN 3月号 13963-03	ヒット出版社		
24172			COMIC 桃姫 3月号 13879-3	富士美出版		
24173			コミック メガストアH 3月号 13729-03	コアマガジン		
24174			エンジェルクラブ 3月号 11945-3	エンジェル出版		

鹿児島県告示第204号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
田上記念病院	鹿児島市西別府町1799番地

2 認定の有効期限

平成24年2月12日

鹿児島県告示第205号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地

黎明脳神経外科医院

鹿屋市串良町上小原3500番1

2 認定の有効期限

平成23年12月7日

鹿児島県告示第206号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1261号	平成21年2月9日	平成24年2月8日	化成肥料	シゼン有機入りMⅡ	窒素全量 3.0 りん酸全量 6.0 内く溶性りん酸 3.5 加里全量 4.0 内く溶性加里 3.5 内水溶性加里 2.5 く溶性苦土 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社シゼン	曾於市財部町下財部1611番地2

鹿児島県告示第207号

平成20年12月24日鹿児島県告示第1708号で告示した保安林として指定する予定の森林に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 所在が不明な者の氏名

吉松盛二

2 通知の要旨

(1) 保安林予定森林の所在場所

曾於市財部町北俣字検校5680番4

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

鹿児島県告示第208号

平成20年12月24日鹿児島県告示第1710号で告示した保安林として指定する予定の森林に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所及び大崎町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名又は名称	通知の要旨	
	保安林予定森林の所在場所	指定の目的
須田重行	曾於市大隅町中之内字川路里6562番3, 6562番4	土砂の崩壊の防備
野方耕地整理組合	曾於郡大崎町野方字曲迫692番1, 692番5	

鹿児島県告示第209号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出

があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成21年2月20日から同年3月6日まで谷山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
鹿児島市下福元町6926番地3 有川武春
鹿児島市坂之上五丁目22番7号 中村彦義
鹿児島市下福元町6762番地3 鶴崎幸一
- 2 加入区
谷山加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
谷山漁業協同組合

鹿児島県告示第210号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成21年2月20日から同年3月6日まで枕崎市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
枕崎市恵比寿町130番地 松野下耕作
枕崎市白沢西町326番地 白澤明治
枕崎市旭町29番地 前山武
- 2 加入区
枕崎加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
枕崎市漁業協同組合

鹿児島県告示第211号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成21年2月20日から同年3月6日まで北さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
阿久根市波留6114番地13 濱崎正幸
阿久根市波留6526番地46 倉津澄孝
阿久根市大丸町117番地 佐冨芳蔵
- 2 加入区
阿久根加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
北さつま漁業協同組合

鹿児島県告示第212号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補

償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成21年2月20日から同年3月6日まで山川町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
指宿市山川福元6176番地13 川畑秀二
指宿市山川岡児ヶ水221番地2 堂上勝則
指宿市山川入船町88番地1 鮫島祐蔵
- 2 加入区
山川加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
山川町漁業協同組合

鹿児島県告示第213号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成21年2月20日から同年3月6日まで串木野市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市本浜町23番地 尾辻圀義
いちき串木野市浦和町64番地 野元明
いちき串木野市西浜町23番地 前夷哲士
- 2 加入区
串木野加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
串木野市漁業協同組合

鹿児島県告示第214号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成21年2月20日から同年3月6日まで串木野市島平漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市東島平町294番地 小屋敷
いちき串木野市西島平町31番地 石野一夫
いちき串木野市下名3610番地2 松下豊
- 2 加入区
島平加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
串木野市島平漁業協同組合

鹿児島県告示第215号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成21年2月20日から同年3月6日まで市来町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市大里3016番地 濱田善昭
いちき串木野市大里3026番地 濱田八一郎
いちき串木野市大里3048番地4 古川秀夫
- 2 加入区
市来加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
市来町漁業協同組合

鹿児島県告示第216号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成21年2月20日から同年3月6日まで坊泊漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
南さつま市坊津町坊6269番地 上村秀人
南さつま市坊津町泊164番地1 石井廣明
南さつま市坊津町泊161番地12 石井繁久
- 2 加入区
坊泊加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
坊泊漁業協同組合

鹿児島県告示第217号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成21年2月20日から同年3月6日まで名瀬漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
奄美市名瀬小浜町19番5号（平田ビル1階） 平田行男
奄美市名瀬小俣町7番1号 久保良藏
奄美市名瀬佐大熊町23番9号 八下田治満
- 2 加入区
名瀬加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
名瀬漁業協同組合

鹿児島県告示第218号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成21年2月20日から同年3月6日までおおすみ岬漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡南大隅町佐多馬籠3696番地2 片野坂清時
肝属郡南大隅町佐多伊座敷3806番地2 吉原重利
肝属郡南大隅町佐多伊座敷159番地 西方義信
- 2 加入区
佐多加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
おおすみ岬漁業協同組合

鹿児島県告示第219号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成20年4月15日鹿児島県告示第661号で告示した基本測量の実施は、平成21年1月30日終了した旨の通知があった。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成21年2月20日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	熊毛郡南種子町中之上字赤松原3467番5地先から同町島間字横峯2485番173地先まで	前	8.0~52.0	2,498.1
			前	13.0~62.5	2,420.0
			後	13.0~73.5	2,420.0
県道	阿久根東郷線	薩摩川内市東郷町藤川字大中口4234番1地先内	前	11.3~15.0	6.0
			後	11.4~27.6	6.0
	崎森隼人線	霧島市溝辺町崎森字大迫1857番1地先から同市隼人町内字柁木原2086番1地先まで	前	6.1~8.0	311.8
			後	7.7~19.0	311.8
			前	6.5~10.3	56.5
			後	10.5~15.1	51.8
霧島市隼人町朝日字平段202番1地先から212番1地先まで	前	6.5~8.2	90.0		
	後	6.7~47.1	90.0		
霧島市隼人町朝日字平段	前	5.7~11.3	293.5		

		212番1地先から同市隼人町朝日字鳥ヶ迫123番1地先まで	後	8.4~46.7	272.3
	永吉高須線	鹿屋市高須町714番地先から710番1地先まで	前 後	3.2~5.0 6.4~15.4	86.0 86.0

鹿児島県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成21年2月20日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	阿久根東郷線	薩摩川内市東郷町藤川字大中口4234番1地先内	平成21年 2月20日
	崎森隼人線	霧島市溝辺町崎森字大迫1857番1地先から同市隼人町内字柁木原2086番1地先まで	
		霧島市隼人町朝日字園田372番地先内	
		霧島市隼人町朝日字平段212番1地先から同市隼人町朝日字鳥ヶ迫123番1地先まで	
	永吉高須線	鹿屋市高須町714番地先から710番1地先まで	

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請の公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

なお、その関係書類は、鹿児島県県政情報センター及びかごしま県民交流センターにおいて縦覧に供する。

平成21年2月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 申請のあった年月日
平成21年1月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人かごしまライブカメラネットワーク
- 3 代表者の氏名
川崎恭資
- 4 主たる事務所の所在地
鹿児島市清水町31番8号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、インターネットを活用して鹿児島の情報を世界に発信するとともに、これまで培ったライブカメラに関する実績と経験を基にインターネット活用による地域の障害者雇用開発の調査・研究を進めることにより、観光産業をはじめとする地域経済の活性化に貢献することを目的とする。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成21年2月20日から1月間、

鹿児島県商工労働部商工政策課において縦覧に供する。

平成21年 2 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
オプシアミスミ
鹿児島市宇宿二丁目314番地 外 4 筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成20年 9 月 22 日
- 3 意見の概要
大規模小売店舗「オプシアミスミ」において、小売業を行う者の代表者名の変更については、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものとは考えられないため、特に意見はありません。